

●様式1-3 基本協定書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
1	1				前文	将来設立する〇〇（以下「特別目的会社」という）とありますが、〇〇にはSPCの会社名が入るとの理解でよろしいでしょうか。基本協定締結時に会社名を決めておく必要がありますでしょうか。	締結時点で存在しないSPCを、締結者に入れることは不適當のため、修正します。
2	2	5	2		市、事業団及び事業者の義務	「事業者は～尊重する。」とありますが、事業団、事業者相互に相手方の要望事項等については尊重するものとしていただけないでしょうか。	「協議において～尊重する」ことは、第1項で含まれるため、第2項および第3項は削除します。
3	2	5	2		市、事業団及び事業者の義務	「～事業団（市）の要望事項又は指摘事項を尊重する。」とありますが、社会通念上合理的な内容について尊重するという理解でよろしいでしょうか(3項も同様に)。	「協議において～尊重する」ことは、第1項で含まれるため、第2項および第3項は削除します。
4	2	5	3		市、事業団及び事業者の義務	「事業者は～尊重する。」とありますが、市、事業者相互に相手方の要望事項等については尊重するものとしていただけますようお願い致します。	「協議において～尊重する」ことは、第1項で含まれるため、第2項および第3項は削除します。
5	4	7	6		特別目的会社の運営	「特別目的会社は、各事業年度の決算期に係る計算書類、事業報告及びこれらの付属明細書（いずれも会社法において定義される意味を有する。）を各事業年度の計算書類の確定後1か月以内に市に提出するものとする。」とありますが、他方、要求水準書（案）27頁2-10-2(2)-イ(ウ)では、「事業者は、維持管理・運営時に毎会計年度終了後3か月以内に、財務の状況を市に報告する。」とありますので、整合性の確認をお願いいたします。	「特別目的会社は、各事業年度の決算期に係る計算書類、事業報告及びこれらの付属明細書（いずれも会社法において定義される意味を有する。）を各事業年度の計算書類の確定後1か月以内に市に提出するものとする。」を正とします。
6	6	1 6	4	(2)	有効期間及び解除	「～事業団より解除された場合」とありますが、事業者の責によって解除された場合、対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責によって解除された場合に加え、不可抗力による場合も含むものと考えます。
7	6	1 6	5	(2)	有効期間及び解除	「～事業者より解除された場合」とありますが、事業団の責によって解除された場合、対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責によって解除された場合に加え、不可抗力による場合も含むものと考えます。
8	6	1 6	6	(2)	有効期間及び解除	「～市より解除された場合」とありますが、事業者の責によって解除された場合、対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責によって解除された場合に加え、不可抗力による場合も含むものと考えます。
9	6	1 6	7	(2)	有効期間及び解除	「～事業者より解除された場合」とありますが、市の責によって解除された場合、対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責によって解除された場合に加え、不可抗力による場合も含むものと考えます。
10	7	1 7	1		秘密保持等	三者間の契約ですので、相手方ではなく「他の当事者」の方が適切であると考えます。	ご意見拝聴しました。
11	15				別紙6 リスク分担表物価変動リスク	「急激なインフラ等」とは、何を指すのでしょうか。（インフレでしょうか？）	「急激なインフラ等」を「急激なインフレ等」に修正します。
12	15				別紙6 リスク分担表資金調達リスク	国庫補助金の交付手続きについて、事業者は申請補助の立場であり、事業者のリスクは適切でないと考えます。削除していただけますようお願い致します。	事業者の責の場合は、事業者のリスクと考えます。
13	15				別紙6 リスク分担表不可効力リスク	△注3について、当該年度中に複数回にわたって不可抗力事象が発生した場合については、事業者の増加費用及び損害額は累積で100分の1に至るまで負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の増加費用及び損害額は、不可抗力事象の発生都度100分の1に至るまで、事業者負担とします。
14	5	1 0	3		実施設計・建設工事	本項目に、「 <u>工事請負契約の定めるところに従って</u> 詳細設計・建設工事を履行する」とありますが、『工事請負契約書（案）』には、第1条に「設計図書（要求水準書、現場説明書、（中略）受注者が、要求水準書等に基づいて作成し発注者に提出する成果物をいう。）」と定義されているものの、内容に詳細設計業務に関する記載がほとんどなく、通常請負に関する事項中心に記載されていないように思料します。 『工事請負契約書（案）』の内容は、7月8日の公告時に詳細設計も含めた内容にアップデートされるという理解でよろしいでしょうか？	「工事請負契約書(案)」の内容をアップデートすることはありません。第1条第1項に規定の「設計図書」に従って詳細設計業務を履行することとなります。

●様式1-3 基本協定書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
15	6	14			損害賠償	<p>本事業における用語定義では、事業者とは「代表企業、構成員、協力企業及び特別目的会社を総称していう」となっています。</p> <p>本条項では、事業者として定義された企業は、全ての事業において連帯責任を負うことが要求されておりますが、本事業はSPCが一括して事業実施契約を結ぶPFI等とは事なり、「設計・建設業務」については設計建設企業が事業団との契約、「維持管理・運營業務」「生成物売買」についてはSPCと福知山市との契約となります。</p> <p>上記に鑑みると事業全体での連帯責任を課す条項は厳しいと思料しますが、本条項について見直しの余地はありますでしょうか？</p>	<p>原文のままとします。</p> <p>本事業は、事業内容の性質上「設計・建設業務」から「維持管理・運營業務」、「生成物売買」まで一体の事業であることから、他の事業者も連帯して責任を負うものとする規定としています。</p>
16	15	別紙6			物価変動リスク	<p>物価変動リスクにおいて「設計・建設における物価変動による費用増減リスク（一定範囲内）」とありますが、本項目における「一定範囲内」とは、工事請負契約書（案）第26条第2項に記載の「変動前残工事代金額（カッコ内略）と変動後残工事代金額（カッコ内略）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15」と理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
17	15	別紙6			物価変動リスク	<p>リスク分担表内物価変動リスクにおいて「維持管理・運営における物価変動による費用増減リスク」（一定範囲内）における一定範囲をお教え下さい。</p>	<p>維持管理・運營業務委託契約書(案)別記1(3)をご参照ください。</p>
18	15	別紙6			物価変動リスク	<p>リスク分担表内物価変動リスクにおいて「維持管理・運営における物価変動による費用増減リスク」（一定範囲内）における一定範囲をお教え下さい。</p>	<p>維持管理・運營業務委託契約書(案)別記1(3)をご参照ください。</p>
19	6	14	2		前項におけるいずれかの事業者の市に対する損害賠償については、他の事業者も連帯して責任を負うものとし、市は、事業者の全部に対して、市が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。	<p>今回の事業に対して弊社は、「第2条(定義)(6)「協力企業」としての参入を予定しており、維持管理・運營業務には参画しません。よって、実施設計・建設工事に関わる損害賠償には対応致しますが、維持管理・運營業務で発生した損害賠償に関しては免除をお願いします。</p>	<p>原文のままとします。</p> <p>本事業は、事業内容の性質上「設計・建設業務」から「維持管理・運營業務」、「生成物売買」まで一体の事業であることから、他の事業者も連帯して責任を負うものとする規定としています。</p>
20	6	14	3		第1項におけるいずれかの事業者の事業団に対する賠償義務については、他の事業者も連帯して責任を負うものとし、事業団は、事業者の全部に対して、事業団が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。	<p>今回の事業に対して弊社は、「第2条(定義)(6)「協力企業」としての参入を予定しており、維持管理・運營業務には参画しません。よって、実施設計・建設工事に関わる損害賠償には対応致しますが、維持管理・運營業務で発生した損害賠償に関しては免除をお願いします。</p>	<p>原文のままとします。</p> <p>本事業は、事業内容の性質上「設計・建設業務」から「維持管理・運營業務」、「生成物売買」まで一体の事業であることから、他の事業者も連帯して責任を負うものとする規定としています。</p>
21	1	前文				<p>・基本協定書締結時点では、特別目的会社は設立されておらず法人格ある存在は不存在です。よって設立されていない特別目的会社を契約当事者として記載することは論理的に不適と思料いたします。仮に契約当事者とする記載及び設立されていない特別目的会社を「事業者」に含むとする記載を残置させたとしても、本協定書をもってその後設立された特別目的会社が具体的な権利義務を有することにはなりません。本協定書と特別目的会社との関係性は、本協定書第7条における特別目的会社構成員の各確認内容及び同条第8項等をはじめとする本協定における権利義務について、特別目的会社構成員にて将来の特別目的会社に遵守履行させる義務に尽きるものと理解しておりますが、本協定書締結後、別途特別目的会社との間で維持管理・運營業務委託契約及び生成物売買契約以外に他の契約を締結することをも予定しているのでしょうか。</p>	<p>締結時点で存在しないSPCを、締結者に入れることは不適當のため、修正します。</p>
22	2	5			市、事業団及び事業者の義務	<p>・本条項では、事業者が貴市及び事業団の要望事項等を尊重することが明記されていますが、当事者公平の観点から事業者の要望事項等についても貴市及び事業団が尊重することは明記していただけませんか。</p>	<p>「協議において～尊重する」ことは、第1項で含まれるため、第2項および第3項は削除します。</p>

●様式1-3 基本協定書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
23	3	7	2	(5)	特別目的会社の運営	・基本協定書(案)3ページ第7条2項には、構成員はSPCに追加出資する事が定められている一方、3項には、”構成員は、各自の保有する議決権を行使して、・・・特別目的会社の資本金の額、・・・変更を行う株主総会議案に賛成しないものとする”とも記載があり矛盾してようではないでしょうか?例えば、本条項にて構成員は特別目的会社に対して追加出資する必要性が規定されていますが、一方で第7条第3項では、構成員は特別目的会社の資本金の額等について株主総会議案に賛成しないものとする規定されています。この解釈として特別目的会社の資本金の額に関する株主総会議案については、第2項の目的に反しない限り賛成することができるということでしょうか。	前段:基本協定第7条第3項は、「第2項の定め反して」と記載しているため第3項と第2項の内容とで不整合にはならないと考えます。 後段:お見込みのとおりです。
24	3	7	3		特別目的会社の運営	・特別目的会社の資本金額は7条2項(3)により任意とされているため、設立後も資本金額を変更する議案には賛成可能と考えて良いのでしょうか。	第7条第2項第5号の定め反しなければ可能です。
25	4	7	6			・特別目的会社の決算期に係る計算書類、事業報告及びこれらの付属明細書について、市の判断で公表を行う時は、事前に特別目的会社と協議を行い、特別目的会社が承諾をした事項についてのみ、公表できる形へと変更をお願いします。	特別目的会社が会社法の定めに従って公表する計算書類以外の書類を市に提出している場合で、当該書類を市の判断で公表を行う時は、事前に特別目的会社と協議を行い、特別目的会社が承諾をした事項についてのみ、公表できるものとします。特別目的会社が会社法の定めに従って公表する計算書類で市に提出したものは、原文のとおりとします。
26	4	7	7		特別目的会社の株式	・”市が定める様式”とありますが、この様式をご教示ください。	市が要請する際に提示します。
27	3	7	7			・構成員は、市のために株式担保権を設定すると明記されていますが、予め予定されている担保権設定契約の内容、また被担保債権は何か教えていただけますでしょうか。	特別目的会社が市に対して負う本事業に関する債務(維持管理・運營業務の履行)を被担保債権とした担保権設定契約を想定しています。
28	4	8	1	(1)	特別目的会社の株式譲渡	・実施方針29ページ5・3で特別目的会社に出資する出資者は事業契約終了するまで株式を保有すると規定されているため、本条項に基づき、当初取得した株式の一部は事前の貴市の承諾を得れば可能だが、株式の全てについて譲渡を行うことは不可と理解すれば宜しいでしょうか。	原則として実施方針29ページ5・3に記載の「特別目的会社に出資する出資者は事業契約終了するまで株式を保有する」ことを原則とします。特別目的会社への出資企業の経営破綻や経営不振等により出資者の変更が必要と市が判断した場合にのみ、当初取得した株式の譲渡について、市が承諾するものと考えています。
29	5	11	4		運営維持管理業務における再委託の考え方	・「後継維持管理協力企業候補者」の探索義務等について、「事業者」を義務主体とされていますが、かかる探索等を特別目的会社出資者ではない協力企業が行うことは現実的にもまた能力的にも困難を強いられるものことから、当該義務主体は「事業者」ではなく、特別目的会社に出資する「構成員」としていただけないでしょうか。	原文のままとします。
30	5	11	5		維持管理・運營業務	・「後継維持管理協力企業候補者」との契約締結に関する協力義務は「特別目的会社以外の事業者」でなく、特別目的会社に出資する「構成員」としていただけないでしょうか。	原文のままとします。
31	6	13			権利義務の譲渡の禁止	・5行目の「構成員」については、いずれも「当該構成員」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	6	14	2, 3		損害賠償	・第6条では、事業者を構成する各当事者は、その責任の範囲内において本事業を実施するものと規定されているにも関わらず、本条では各事業者は市及び事業団に対して連帯して責任を負うと規定されています。本事業の一部を実施する事業者に対してまで本事業全体の連帯責任を負わせることは、過剰な責任追及と考えます。よって、実施設計・建設工事についての連帯責任義務者は設計建設企業に、維持管理・運營業務についての連帯責任義務者は特別目的会社及び維持管理業務に携わる事業者に限定していただけないでしょうか。	原文のままとします。 本事業は、事業内容の性質上「設計・建設業務」から「維持管理・運營業務」、「生成物売買」まで一体の事業であることから、他の事業者も連帯して責任を負うものとする規定としています。
33	6	16	1		有効期間及び解除	・維持管理業務に携わらない事業者について、事業期間満了まで拘束することは過剰な拘束と考えますので、2項の事業団と同様の有効期間としていただけないでしょうか。	第16条の記載のとおりとします。

●様式1-3 基本協定書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
34	6	16	1		有効期間	・維持管理運営及び生成物売買の期間は共に建設工事完了日の翌日から令和28年3月31日まで（20年間）とあります。一方、実施方針案11ページ（6）①本事業の事業期間には、”実施設計建設工事期間（4年間を想定しているが、事業者提案により短縮は可能である）”と記載しております。また、基本協定書（案）6ページ第16条別紙2には、建設工事の完了日の翌日から令和28年3月31日までと記載されています。仮に、事業者提案で設計建設期間を短縮した場合、維持管理運営及び生成物売買の期間は短縮した期間と20年間を足した期間になりますか？それとも20年間固定でしょうか。	応募時の評価は建設工事完了の翌日から20年間とします。落札者決定後、建設工事が令和8年3月31日より早く完了した場合は、要求水準書に記載のとおり令和28年3月31日まで工期延期を行う予定とします。
35	7	17	1		秘密保持等	・3行目の「相手方」とは、契約当事者が三者いるため、「開示者」と理解して良いでしょうか。例えば、事業者が貴市から開示を受けた情報の第三者開示に当たって事前の承諾を要する主体は開示者である貴市であり、事業団の事前承諾は不要という理解で宜しいでしょうか。	ご意見拝聴しました。
36	7	17	2	(3)	秘密保持等	・「市、事業団及び事業者のいずれ」は「開示を受けた当事者」に修正していただけないでしょうか。	ご意見拝聴しました。
37	7	17	2	(4)	秘密保持等	・秘密情報から除外するのに三者合意が必要と規定されていますが、開示者と被開示者との除外合意であれば、本号該当するとしていただけませんか。	ご意見拝聴しました。
38	8	17	3		秘密保持等	・1項と同様となりますが、「相手方」は「開示者」として理解して宜しいでしょうか。	ご意見拝聴しました。
39	12	別紙3	(2)		維持管理・運営及び生成物売買に関する業務	・「見学者への対応」と「本施設の見学者に対応に関する協力」について、その関係性及び具体的な業務の違いがありましたら教えていただけますでしょうか。	「見学者への対応」は、本施設の見学者への説明や本施設内の案内説明を指し、「本施設の見学者に対応に関する協力」は市が見学者に配布する説明資料の原稿案などの作成協力を指します。
40	12	別紙3	(2)		維持管理・運営及び生成物売買に関する業務	・副生成物の処分先の確保及び引渡し業務における、「副生成物の処分」については廃掃法で定める一般廃棄物か産業廃棄物どちらの取扱いになるのでしょうか。 ・産業廃棄物とすると貴市が排出事業者と考えて宜しいでしょうか。その場合、廃棄物処理の委託先との関係も含めた契約関係はどのように考えれば宜しいでしょうか。 ・事業者が行う「処分量の調整」とは具体的にどのような業務を予定しているのでしょうか。	1段目：産業廃棄物となります。 2段目：市が排出事業者となります。市が別途委託する産業廃棄物運搬業者が、副生成物を福知山終末処理場から運搬します。事業者は運搬車両への積み込みまでが業務範囲です。 3段目：副生成物の処分先の選定と処分量の提案を示します。
41	13	別紙4		(2)	修繕、小修繕	・ここに記載の修繕、小修繕の違いについては、実施方針案4ページの定義と同じと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	15	別紙6			第三者賠償	・工事や維持管理に伴い通常発生する損害についてのリスクは事業団又は貴市が負担するということによいでしょうか。（工事請負契約書第29条第2項、維持管理委託契約書第10条第2項も参照ください）調査・施工・管理運営等に伴うものは、全て事業者の責任と明記されていますが、上記契約の解釈との整合性を確認させてください。	ご意見拝聴しました。
43	15	別紙6			物価変動リスク	・物価変動リスクにおいて「設計・建設における物価変動による費用増減リスク」「維持管理・運営における物価変動による費用増減リスク」の事業者負担となる各「一定範囲内」とはどのような基準になるのかご教示ください。	設計・建設における物価変動による費用増減リスク：工事請負契約書第26条によります。 維持管理・運営における物価変動による費用増減リスク：維持管理・運営業務委託契約書（案）別記1(3)をご参照ください。
44	15	別紙6			物価変動リスク	・ここで記載されている”一定の範囲”について、一定範囲を超えた場合の清算方法についてご教示ください。	設計・建設における物価変動による費用増減リスク：工事請負契約書第26条によります。 業務委託契約書（案）別記1(3)をご参照ください。
45	15	別紙6			汚泥量、汚泥性状、固形物量変動リスク	・汚泥量、汚泥性状、固形物量変動リスクについて記載されておりません。汚泥量、汚泥性状、固形物量変動リスクについては、市および事業団リスクとしていただきたい。	入札公告時に公表します。
46	16	別紙7			出資者保証書式	・各条項に規定されている「保証人」は契約書前文で規定された「当社ら」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

●様式1-3 基本協定書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
47	3	7	2	(1)	特別目的会社の運営	「特別目的会社は、会社法(平成17年法律第86号。)に定める株式会社とし、本店所在地を福知山市内とする。」と記載あります。事業経営と運転維持管理の連携を図る目的で、本店所在地を本施設内とすることも可能と考えますが、よろしいでしょうか？	不可とします。
48	5	11	4	—	維持管理・運営業務	「特別目的会社は、維持管理・運営業務を維持管理・運営業務委託契約の定めるところに従って構成員に再委託する。」と記載あります。特別目的会社からの再委託先は、単体企業、特定共同企業体(JV)も可能と考えますが、よろしいでしょうか？	維持管理・運営業務委託契約書(案)第9条をご参照ください。
49	5	11	4	—	維持管理・運営業務	「特別目的会社は、維持管理・運営業務を維持管理・運営業務委託契約の定めるところに従って構成員に再委託する。」と記載あります。地元貢献、業務の円滑化等を図る為に、構成員(企業グループのうち、特別目的会社への出資を行う者)以外への再委託も認めて頂くよう、御再考願います。	維持管理・運営業務委託契約書(案)第9条をご参照ください。
50	8	17	3	(6)	秘密保持等	「市が市議会に開示する場合」においても、事業者の承諾を要することなく、事業者に対する事前の通知を行うことで秘密情報を開示することができるとされていますが、会議中継、会議録の公開等がある市議会において開示される場合、不特定多数の人間が知り得ることとなり、事業者の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる恐れがありますので、開示にあたって、事前に協議の場を設けて頂きますようお願いいたします。	第6号を削除します。
51	12	—	—	—	【別紙3】 (1) 実施設計・建設工事に関する業務	「他工事との調整」については、工事請負契約書第2条に基づき、発注者(福知山市殿または事業団殿)にて行って頂きますようお願いいたします。	事業者の業務範囲に示す「他工事との調整」は、「市または事業団が行う他工事との調整への協力」と読み替えます。
52	12	—	—	—	【別紙3】 (2) 維持管理・運営及び生成物売買に関する業務	「見学者への対応」及び「本施設の見学者の対応に関する協力」について、要求水準書P.72 「7.2.9 その他対応業務 (1) 見学者対応」のとおり、見学者の対応(受付等)は市で行われ、事業者としては施設の説明案内を行うと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
53	15	—	—	—	【別紙6】リスク分担表	社会リスクのうち、住民対策について、「事業者が実施する業務に関する住民対策」のリスクが事業者負担とされています。事業者が入札説明書等の水準を満たして業務遂行している場合には、市の負担として頂きますようお願いいたします。	入札説明書等及び技術提案書を満たして遂行している場合は、市の負担とします。
54	-	—	—	—	図書の優先順位	基本協定書に記載された内容と他図書との間に矛盾又は齟齬がある場合は、図書の優先順位を御教示願います。	実施設計・建設工事は、工事請負契約書、基本協定、入札説明書等、技術提案の順にその解釈を優先します。ただし、技術提案の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合は、当該部分については、技術提案が入札説明書等に優先します。 生成物売買は、上記のうち工事請負契約書を生成物売買契約書に読み替えます。 維持管理・運営業務委託は、維持管理・運営業務委託契約書(案)第3条第2項を参照ください。